

令和5年第3回  
利根町議会定例会会議録 第4号

令和5年9月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
5番	石井公一郎君	11番	大越勇一君
6番	新井邦弘君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教 育 長	海老澤勤君
総 務 課 長	大越達也君
政 策 企 画 課 長	布袋哲朗君
財 政 課 長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷英一君
税 務 課 長	鈴木壮君
住 民 課 長	永田幸夫君
福 祉 課 長	服部豊君
子 育 て 支 援 課 長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	勝村健君
生 活 環 境 課 長	飯島弘君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越聖之君
建 設 課 長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水敬子君
会 計 課 長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課 長	中村寛之君

生涯学習課長 弓削紀之君  
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕  
書記 辰尾尚美  
書記 齋藤リマ

1. 議事日程

---

議事日程第4号

令和5年9月8日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

---

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番通告，2番本谷 孝議員。

〔2番本谷 孝君登壇〕

○2番（本谷 孝君） 皆さん、おはようございます。9番通告，2番本谷 孝でございます。新人議員でございます。長年のサラリーマン生活とは全く別世界，行政と民間とのギャップを感じながらの4か月間ございました。私は，このたび皆様に，これは行政の皆様も町長はじめ皆さん利根町を愛する，利根町の将来，それから，ここに暮らす，あるいはこれから移住してくる，あるいは戻ってくる，そういう皆さんに少しでもお力になればという思いで，覚悟を持ってこういった場に立たせていただいております。それは，各議員の皆様も同じだと思っております。

先日も，皆さんお忙しい中にもかかわらず，今回の大きな日本全体の社会問題となっている太陽光発電の乱開発，再生エネルギーと言いつつも実は真逆の将来に大きな負荷を残してしまう。これを利根町も実は狙われているということで，各議員の皆様，全員の議員の皆様が今回見学をしていただきました。それから，町幹部職員の皆さん，現地を見ていただいた各幹部の皆さん，ありがとうございます。また，見られていない方は，いつでも私に声をかけてください。送迎をいたします。ぜひ，現地を見ていただきたいのです。

ということでこれから入るわけですが，今回の台風13号，これでかなり荒れ模様になってきております。にもかかわらず，このような場に足をお運びいただいた傍聴者の皆様，それから毎日，家事や仕事や子育て等で忙しい皆さん，ユーチューブを御覧の皆さん，本当に毎日御苦労さまです。生きているのが，本当やっとなのです。精いっぱいなのです。しかし，私たち，この利根町から日本を変えて，日本をもっと住みやすくするためにも，私たちが一つの事例をつくっていかねばならないと思っております。新人がゆえになかなか分からないことばかりでございますが，町民の皆様からのいろいろなアドバイスがないと，私も間違った道に進んでしまいます。どうか，今後ともひとつよろしく願います。

それでは，本日の一般質問のほうに移らせていただきます。順番どおりいかない場合があるので，その場合はきちんとお話ししながらやりたいと思っておりますが，まず一つ目は，それから二つ目，これにつきましては，前回，私の時間配分の悪さがございまして，本来ですと前回やらなければいけなかった，質問しなければいけなかった内容でございます。行政の幹部の皆様には，いろいろ準備をしていただいたにもかかわらず，6月から7，8と2か月，3か月，約3か月ですね，本当に申し訳ございませんでした。今日はきちんとこれができるように頑張りますので，ひとつ御協力よろしく願います。

では，一つ目，行きます。免許返納者の利便性向上について。

利根町は，茨城県の中でも後期高齢者の割合が多い自治体であることは，皆さん周知のとおりです。今後も，御高齢の方の免許返納はますます増えてまいりますので，福ちゃん号やふれ愛タクシーの利便性向上は待ったなしです。生活道路を走行させ，巡回コース増

や見直し、行き先、買物や通院の検討を行い、より利用しやすい町民の足としての福ちゃん号やふれ愛タクシーを増便させるなど、利便性向上を実現していただきたいと考えます。

具体的には、まだ運行していない立木地区をモデル地区として、生活道路に福ちゃん号を走行させていただきたいと考えておりますが、町の考えを伺います。

また、現在運行しているコースについても、利用を必要としている町民の立場に立った利用しやすい運行ルートや見直しについて、具体的な改善計画について伺います。

以降は、自席にて質問させていただきたいと思っております。今日はよろしく申し上げます。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質問に対する答弁を求めます。

勝村保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長勝村 健君登壇〕

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、本谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、福祉バスのこれまでの経緯につきまして御説明申し上げます。

昭和62年に福祉センターが開館し、福祉作業所やデイサービス事業を行っていた当時から、利用者の送迎用として福祉バスの運行を開始いたしました。福祉センター利用者は中型バスなどで送迎を行い、福祉センターを発着地として、一般の町民の方は利用することができませんでした。

平成18年3月に福祉作業所を廃止したことに伴いまして、バスの利用制限を撤廃し、誰でもどこでも自由に乗り降りできる形態に変更いたしました。業者委託により、中型バス1台で二つのコースを運行しており、平成20年度からはスクールバス業務を開始して、登下校時は小学生も乗車しておりました。平成27年度にはスクールバス業務を切り離して、14人乗りワゴン車を1台リースして町直営といたしました。その後、平成30年度に車両を1台増やし、2台で二つのコースの運行を開始して現在に至っているような状況でございます。

現在の福祉バスは、町内の公共施設や商業施設、医療機関などの近くに設けた停留所を経由し、料金は無料で運行している巡回バスでございます。町内を一周する外回りが1日5便、文地区、布川地区を周回する内回りが1日6便運行されております。公共施設へ行くときや買物をするときなどに御利用をいただいている状況でございます。

御質問にあります立木地区に関しましては、外回りコースになります。現在の外回りコースはバス停が57か所あり、約57分かけてひと回りしておりますが、所要時間をこれ以上長くすることはできません。利根町全域をカバーするには、どうしても幹線道路を走るしかありませんので、1本奥に入った生活道路を走ることは非常に困難な状況であります。

また、現在運行しているコースにつきましても、これまで幾度となく見直しをしてまいりましたが、バス停の利用状況などを考慮しながら、現地におけるバス停の必要性を確認し、平等、公平な立場で、総合的に考えてコースを決定してまいりました。全ての方に満

足いただけるものとするのは難しいということをお理解いただきたいと思っております。

福祉バスは、保健福祉センターの事業や教室に参加する方の送迎用バスとしての役割があります。その一方で、公共施設や買物に出かける方の巡回バスとしての役割も併せ持っております。これまでの様々な経緯があり、1台の車で二つの役割を担っているという現状をお理解いただきたいと思っております。

また、福祉バスは、平成26年度までは立木地区へも運行をしていたことがあります。町道112号線に、立木十字路と文間小学校前のバス停がありました。当時は、業者委託により中型バスで1日4便運行し、スクールバスも兼務していたため小学生も乗車しておりました。平成27年度にスクールバス業務を切り離し、14人乗りのワゴン車をリースして町直営としてから、このコースは通らなくなりました。その当時の平成26年度の利用者数が、立木十字路で年間で6人、文間小学校前はゼロ人。平成25年度は、立木十字路で1人、文間小学校前5人という状況でありました。利用者数の少ない路線は廃止するなど、その都度、見直しを行ってきたところでございます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

ただいま保健福祉センター所長より答弁がございましたが、当町では保健福祉センターを発着として、役場などの公共施設をはじめ、町内の公共施設や商業施設、医療機関などの近くに設けた停留所を経由し、無料で巡回しております福祉バス福ちゃん号と、予約をいただいた利用者の方々を乗り合いで1台のワゴン車、定員9人乗りになりますけれども、こちらに乗せまして、自宅等から御希望の目的地まで送り届けるデマンド型乗合タクシーのふれ愛タクシーがございます。

そのほか、民間タクシーや民間バス事業者の大利根交通バスが運行しておりまして、繰り返しになってしまいますけれども、これらを含めました町全体の公共交通の在り方について検討し、将来を見据えた持続可能な公共交通サービスを構築する必要があるため、令和6年度に利根町地域公共交通計画が策定できるよう、現在、町民の方や交通事業者の方などが構成委員として組織しております地域公共交通活性化協議会の中で今、検討を行っているところでございます。

あと、免許証返納の支援としまして、利根町のほうでは1万2,000円のチケットのほうを配布しております。バスのみ、またはタクシーのみ、バスとタクシーを利用する、その三つの中から一つを選んでいただきまして、チケットのほうを配布してございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） どうもありがとうございました。これまでの経緯といたしますか、経過も分かりましたし、昨日までにほかの議員の皆様からも同様の質問等もございましたので、こちらで同じことは聞かないようにします。

問題はこれからだと思います。当時は当時で、あるいは途中で見直しは見直しであるのですけれども、現状やはり非常に利用者が少ないというのは、やはり利用しにくいから少ないのか、それとも利用する人が必要としていないのか、あるいは、でもこれからは利用しなければいけない状況というのは、これ確実に日本全国どこでも発生します。

利根町は、既に発生しています。私、なぜ今回あるいは前回、議題に取り上げなければ、質問に取り上げなければいけなかったかといいますと、実際、知人友人のところの親が事故ってしまっているんですね。あと、車をこすったとかやっているんですね。医者に行きたくても行けないとか。例えば平和台病院、これが利根ニュータウンまで来られているときと来られていないときがあって、そこまでの足がないとか、そういうのをずっとこの数年間言われてきたんですね。立木地区は走っていないというのを何人かの人に言われて、それでこういうふうに申し上げました。

まだまだ利根町全体を見ると、もっともっと利用しなければいけない、あるいはそれに頼らなければいけないという方もいらっしゃると思いますので、ぜひ協議会を中心にしまして、福祉バス、それからいわゆる保健センターと両方の、二つの、町民の足となるべくところをうまく活用できるような策をぜひよい方向で考えていただきたいと思います。

立木地区はモデル地区になりたいと思っておりますので、モデル地区として何かやっていただければ喜んで引き受けますし、生活道路が難しい場合は産業道路もございまして、そちらでもぜひバス停数か所増やしていただきながら、これは、やはりバスが今、台数が限られていますから、当然増やさないと便は増えないと思いますので、その辺もちょっと考慮していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

では、次、移ります。質問の内容です。過疎債や地方債、コロナ支援金等の使途及び町民への還元について。

我が国は約30年もの間、大半の国民の収入は増えず、近年の諸物価の上昇が私たちの暮らしを直撃しています。今後もさらなる物価高騰や増税が待ち受けており、私たちの暮らしはますます厳しくなると推測されます。

近隣自治体においては、市民や町民に数万円の支給をしている事例が見受けられますが、利根町では広く町民への還元がされておらず、業者優先の配分のように感じている町民が少なくありません。これはコメントですけれども、業者というのは利根町で事業を営んでいる方を指してはおりません。利根町で商売、事業をしている方は、やはり仕事は入ったほうがよいと思っております。

それから、まずは近隣自治体と比較して高い住民税等の減税措置や、町民に直接現金で支給するなど、具体的に、いつ、どのような形で還元する計画なのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 過疎債や地方債、コロナ支援金等の使途はどのようになっているか、いつ配っているのかという質問でございしますが、新型コロナウイルス感染症の発生

以来、令和2年度に緊急経済対策として1人当たり10万円を給付しました。特別定額給付金をはじめ、子育て世帯や低所得者世帯へ現金給付を行っています。令和3年度には子育て世帯、ゼロ歳から高校3年生まで、子供1人当たり10万円を支給しております。

また、住民税非課税世帯に対しましても、1世帯当たり10万円を支給してございます。住民税非課税世帯に対しましては、電力・ガス・食品等価格高騰もあったことから、追加で1世帯当たり5万円を給付するなど、支援を行っています。

そのほか、町単独での町民への支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度と令和3年度に児童生徒の保護者を対象とした学校給食食材費の保護者負担分を支援し、子育て世帯への支援といたしまして、令和2年度に児童手当及び児童扶養手当の受給者に対し1人につき1万円の支援を、令和3年度には国で実施しました低所得者世帯に対する支援に追加する形で、児童1人につき3万円の支援を行っています。令和4年度につきましては原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰など影響が多いことから、町内小売店等において使用できる50%のプレミアム付商品券のほか、高齢者へのエアコン購入費の助成や、農家への主食用水稲栽培農家への補助も追加で行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用実績につきましては、「広報とね」及び町公式ホームページに掲載し、周知を図っております。

参考までに申し上げます。子育て支援課。令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金、対象児童1,332人、支給額1万円、実績額1,332万円。令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯）、対象児童1,536人、支給額10万円、実績額1億5,360万円。令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（ひとり親世帯以外低所得者）、対象児童152人、対象額5万円、実績額760万円。令和4年度子育て世帯への臨時特別給付金（ひとり親世帯以外低所得者）、対象児童135人、支給額5万円、実績額675万円。福祉課。令和3年度臨時特別給付金、対象者、住民税非課税世帯1,520世帯プラス184世帯、支給額10万円、実績額1億7,040万円。令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、対象者、住民税非課税世帯1,447世帯、支給額5万円、実績額7,235万円。

事業目的概要について、あと事業の対象については、担当課長より答弁させます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） ただいま町長のほうから申し上げました事業につきましては国の制度でございます。

そのほかに町単独としまして、子育て世帯緊急支援給付金としまして、ゼロ歳から中学生までのいる世帯、こちらに対しまして、同じように1,332万円の支給を行っています。こちらは、令和2年度でございます。令和2年度の実績としまして、そのほか、ひとり親世帯緊急支援給付金としまして159万円。利根町新生児特別定額給付金支給事業といたしまして約320万円。町内共通商品券販路拡大事業といたしまして1,275万円。そのほか、小

中学校臨時休業等対策学校給食費返還等事業としまして342万円。

令和3年度でございます。同じく、利根町ひとり親世帯生活給付金事業としまして466万円。子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして456万円。学校給食費支援事業といたしまして1,874万円。子育て世帯特別給付金といたしまして560万円。

令和4年度には、主食用水稲生産継続支援対策事業といたしまして2,007万円。学校給食費支援事業といたしまして949万円。高齢者世帯エアコン購入費助成事業としまして585万円。プレミアム付商品券事業といたしまして4,332万円。子育て世帯生活支援特別給付事業として405万円。ひとり親世帯生活支援給付金事業としまして405万円。

このように、真に必要な方に対しましては、町のほうで事業のほうをつくりまして、生活者のほうに支援をしているところでございます。

○議長（大越勇一君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 壮君） 住民税の減税措置につきましてお答えをいたします。

その前に、通告書の中で、議員より利根町は近隣自治体と比較しまして住民税などが高いというようなことでございましたので、まず、本町の税率につきまして御説明をさせていただきます。

住民の方々が直接関係いたします個人住民税並びに固定資産税の税率は、地方税法、いわゆる法律に基づく標準税率を採用してございます。これは茨城県内の全市町村も同様の税率でございます。したがって、特に住民税は所得額や控除額の内容が同じであれば税額は同じ額という形になりますので、特段、条例により独自に減税を行っている市町村を除けば、他の市町村より住民税が高いといったことはございません。

次に、住民税等の軽減措置を行う計画があるかについての御質問でございますが、税の軽減措置につきましては、税制改正などに伴います国税や地方税の軽減措置などの例はございますが、そういう場合には地方税の減収分は地方交付税などによる補填の措置が講じられております。町といたしましても、その対策に沿った減税を実施するものがございます。しかしながら、町独自の負担で物価高騰対策の効果があるような規模での減税を行うとなりますと、自主財源であります町税が現在減少傾向にある中、現在の財政状況の中では大変難しいというのが実情でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） どうもありがとうございます。大変分かりやすく御説明いただきまして、ありがとうございます。御心配をおかけしました。

日本は申請主義で、各町民が申請しないとそういった、何ていうんですか、町民への還元ですとか、そういったところできていないのかなというのもあったり、私のほうに問合せがあった方、数名の方は、なかなかもしかしたら申請ができていなかった、あるいは、年数がたち、コロナになって丸3年以上たっておりますので、なかなか自分への還元がな



いんじゃないのというのがあったのかもしれませんが。私自身も日々多忙でなかなか申請ができていなかったりというのも、家族含みであったのかもしれませんが。

それから、住民税などということで、住民税以外のいろいろなほかの税制につきましても教えていただけたらと思いますので、今日は時間の関係もありますので、伺って町民へ周知できるように工夫していきたいと思っております。ですから、今回、私も収入が途中からかなり激減という時代があって、3年間で七、八十万円、100万円と減った時代がありました。皆さん御存じのとおりで、各日本国民、収入がよその諸外国と比べて上がっていないということで、本当、途中からどンドン収入が減りました。そういったところもあって、収入が多いときと少ないときで住民税のところの計算がいろいろあったのだなと思いました。いろいろな方に伺うと、利根って高いよねというのが実際言われていたのでこういった質問になってしまいまして、その辺も言われた人と、あと私自身ももっと勉強したいと思えます。またいろいろ教えてください。ありがとうございました。

次に移ります。悪質業者による太陽光発電乱開発問題を繰り返さないための施策について。

一つ目。6月の定例会にて、令和6年4月施行に向けた条例制定の約束をしましたが、その進捗状況について、伺います。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 現在、太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例案の作成が終わり、法制担当者や関係各課及び茨城県との協議を行っているところでございます。既に施行されております50キロワット未満の太陽光発電施設を対象とした市町村の条例を参考に、利根町に合った条例案を作成いたしました。

令和5年第2回議会定例会でも御説明いたしましたが、50キロワット未満の発電能力を持つ太陽光発電施設は、茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインでは対象外となっていることから、10キロワット以上の太陽光発電施設で建築物に付随していない施設、並びに電気事業者等に受給しない自家用発電施設を除いた太陽光発電施設を対象とした条例を制定するものでございます。

今後のスケジュールでございますが、9月には関係各課との協議を済ませ、修正した条例案を作成いたします。10月には条例案の公表、パブリックコメントを実施し、町民の皆様からいただく御意見等を考慮し、12月には条例案を最終決定いたします。その後、令和6年第1回議会定例会に条例案を上程し、令和6年4月からの施行に向けて、遅滞なく準備を進めているところでございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。すごく重要なところを進めていただいております。ありがとうございます。あと、各課の皆様も御協力いただいているかと思っておりますので、いろいろありがとうございます。町長はじめ、ありがとうございます。

私たちもやはり気にかけていて、被害者の方がずっと、どうなっているかねということ日々言われているので、その都度相談してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

2番目に移ります。そもそも約4年前、同地区5条森林の無断伐採と無断掘削が判明した時点、地主からの苦情があった段階で、行政がきちんと業者に対処していれば、今回のような事例を繰り返さずに済んだのではないかという指摘があります。また、ほかにも被害に遭われた地権者から、無断で樹木を伐採された後の処理が不十分で、誠意がなく大変遺憾であるという話も聞いています。

利根町が将来的に健全な発展をする意味合いからも、貴重な歴史遺産を守り、後世に引き継いでいかなければなりません。

これらの案件について、どのような認識であるのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 令和元年7月に無断で所有地の伐採が行われているとの通報を受け、現地を確認し、森林法の伐採及び伐採後の造林の届出書が提出されていなかったため、業者に中止を指示し、その後、届出書の提出について何度も要請を行い提出いただいたという経緯があるにもかかわらず、再度、令和5年2月にも届出の提出されている土地を越境して伐採及び掘削等が行われたことは、町といたしましても大変遺憾であると思っております。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） 歴史遺産を引き継ぐための認識について、生涯学習課のほうから回答いたします。

開発業者からの埋蔵文化財包蔵地の有無の照会があった場合には、その範囲を確認し、取扱いについて開発事業者への指導、助言を行っております。なお、生涯学習課に必要な手続や注意事項については、町のホームページに内容を掲載しております。

歴史的に貴重な遺産である埋蔵文化財の保護につきましては、開発事業者が包蔵地を含む周辺を無断で掘削等を行っていないか、定期的にパトロールを実施しております。また、包蔵地の状況に変更がないか、県文化課職員と、年2回、5か所程度の場所を選定しまして現地調査を行っておるところです。

町の貴重な歴史遺産を引き継いでいくため、文化財保護法、県及び町の文化財保護条例の規定に基づき、保護、保存に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。実際、これが本当に皆様、自分のこととして捉えていただきたいのは、やはり、いつの間にかよそ者が入ってきて、いつの間にか自分のところをやられてしまったということですね。それを長年苦しんできたわけですね。今回、新たにそういうことがまた発覚したというか、やられてしまったということで、

自分の、お住まいの皆さんの、あるいは皆さんのお持ちの土地のところを勝手にやられてしまったというこの気持ちを、今の担当課の方に限らず全幹部の皆さん、町長はじめ、気持ちは分かっているとは思いますが、本当にこれ、つらい思いで皆さんおりますので、今後ともこの条例ができるように、ぜひ意見交換しながら、またよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(3)、また令和5年4月1日より農地法の改正があり、農家でなくても農地を購入できるようになりましたので、一旦は耕作目的で購入し、その後、太陽光パネルを設置するといった展開が危惧されます。その場合、田畑の所有者やその隣地地主にも悪影響が出ることも考えられるが、今回のように、5条森林(森林法5条)を勝手に無断で伐採し、地主に無断で樹木伐採や所有地を掘削することがないようにするため、田畑の所有者や隣接する土地の所有者に対して十分な配慮をする必要があると考えるが、今後の条例案の精査をする中で、罰則規定や、それらを防ぐための対策等の条項を加えることが重要ですが、ある一定の規則を加える方向か、伺います。

○議長(大越勇一君) 飯島生活環境課長。

○生活環境課長(飯島 弘君) 現在、作成中の太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例案につきましては、指導または勧告を行うことができることを規定し、従わない場合には、当該事業者の氏名及び住所、並びに当該勧告の内容を公表できる内容で調整中でございます。

本谷議員が懸念されております、農地取得の条件緩和に伴う農地法違反、森林法第5条に規定する森林を無断で伐採する森林法違反、地主に無断で森林の伐採を行う森林窃盗につきましては、罰則規定が法令で定められております。

茨城県内で、太陽光発電施設の設置等に関する条例を制定している22市町村において、罰則規定を設けている市町村はございません。また、茨城県の太陽光発電施設の適正な管理・設置に関するガイドラインでも、罰則規定はございません。

太陽光発電施設の設置等に関する条例及びガイドラインにつきましては、制定されてから間もない状況でございますので、今後は県内の状況を見ながら、罰則に関する規定につきましては検討していきたいと考えております。

○議長(大越勇一君) 本谷議員。

○2番(本谷 孝君) ありがとうございました。やはり、行政としましても非常につらい立場じゃないかなと、被害者の皆さんも話している人もいます。ただ、かなりお怒りの方もいらっしゃると思います。

今、警察と連携しながらというのも実際ありますけれども、やはりやってはいけないことは駄目なんですね。実際、そういうことをやられていて困っているというところで、簡単に裁判やればいいんだ何だと言いますけれども、やはり相談しても、裁判のほうもなかなか受けてもらえません。お金にならないのですね。そういう実態も少し分かりました。

ですから、相手が逃げれば取れるものも取れませんし、私たちの本当に町の財産、今回、町道に関しましても、掘削があった後、実際、崩れ始まっております。つまり、許可の出し方が、斜面なのに平坦で出してしまっているのですね。平坦で出してしまっているの、斜面のところまで崩されてしまっているのですよ。そうすると、彼らはいいようにどンドンどンドン崩すので、今回私たちの、被害者の皆さんのところ以外の町の町道についても、今回崩れています。それは4年前も同じです。

行政の皆さんも異動等で前任との引継ぎであったり、数年前の状況がはっきり分からない場合もあるかもしれませんが、やはり記録を取って、現地をぜひ見ていただきたいですね。ですから、もしこの場で皆さん、現地見てみたいという方いらっしゃったら手を挙げていただきたいのですけれどもね。後でも結構です。見ていただきたいです。そのぐらい深刻なのです。そういうでたらめな業者に入られてしまったということは、やはり利根町に隙があったので、これからはないようにそういう条例を一緒につくってまいりましょう。

それから、県にももっと頑張ってもらわなくてはいけないので、私も県とか国に連絡を取りまして動いてもらえるようにしたいと思っておりますし、町の協力いただいて、被害者と一緒に闘っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

次に移ります。(4) 山林や農地等の売買が発生した場合、現地を直接確認する意思はありますか。念のため伺います。

○議長(大越勇一君) 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長(大越聖之君) 農地の売買につきましては、農地法の許可が必要であり、現地確認を今現在も行っております。

山林については、現地確認をする予定はございません。

○議長(大越勇一君) 本谷議員。

○2番(本谷 孝君) では、現地確認をする予定がないので、ぜひ予定を入れていただきたいというのが被害者の願いでございます。

その辺、どうでしょうか。

○議長(大越勇一君) 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長(大越聖之君) 山林の売買等があった場合には、現地確認をする予定はございませんが、伐採届が出された場合には、当然、工期中及び伐採後の確認はいたします。

○議長(大越勇一君) 本谷議員。

○2番(本谷 孝君) 伐採の確認もありますが、森林法によりますと、伐採前、伐採後の報告というのが入っております、これは、県へ報告するパターンと、それから各自自治体へ報告するパターンと二つあるかと思いますが、その辺は今回の業者は出していますか。

○議長(大越勇一君) 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 申し訳ありませんが今現在で手元に資料がないので、その報告書が出ているかどうかというのは後でお答えさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ぜひ、その辺、確認をお願いします。

それから、今回被害者の皆さんがすごく心配しているのが、実際、相手方と連絡を取った際に、あるいは取れているのか取れていないか、それから、どのような取り方を考えているのか、できれば内容証明郵便で催促して、業者にきちんと現地をもう1回見て再生してもらえるようにやってもらいたいというのも希望が出ております。

その辺、いかがでしょうか。考え方どうでしょう。

○議長（大越勇一君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 業者のほうとは以前から地権者の方と協議の場を設けたいということで、こちらのほうで、役場のほうで連絡を取ってくれということと言われていましたので、役場としましても、業者のほうに何度も連絡を、電話なのですけれども、連絡を取らせていただいて、何度か立木地区の地権者の皆様ですとか区長さんですとかに、連絡取れて打合せやりたいのだけれどもというお話をさせていただいたとは思いますが、その都度、地元の方のほうからできないということで断られたという経緯はあったかと思えます。

今現在も連絡のほうは取っている状況でございますので、今後またそういった打合せのほう、協議の場を設けたいということであれば、連絡のほうをまた再度取って、協議の場を設けていきたいというふうには考えております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 連絡を取っても取っても取れない、あるいは向こうが一方的に連絡だけ来てこっちを逆に責めてくるという彼らの手段というか、ちょっと悪質なやり方で、全国いろいろなところで荒らしまくっているのでしょうか。やはり私たち、そもそもこういうことがないのが普通で安心して住みたいのに、暮らしたいのに、安心して住めなくなってしまう状況をつくられていますので、ここはぜひ協力して、その業者と闘っていききたいなと思っていますし、いってほしいので、そこはよろしくをお願いします。

次に移ります。役場庁舎の大規模改修工事について。

7月24日の臨時議会にてその工事について可決されましたが、傍聴にいらした町民やユーチューブで視聴された数名の町民から、その決め方や、町民や議員への情報共有について、あまりにも急ぎ過ぎで乱暴ではないか、また民主主義に反するのではないかという指摘がされています。約8億7,000万円もの税金を投入するのであれば、もっとほかに急いで改善しなければならないこと、例えば、生活インフラ整備や町民の足の確保、教育や福祉の向上、そして防犯防災対策など、様々なハード面やソフト面を整備し、まずやるべきことは、安心安全な利根町の実現に向けた住民重視の事業に充てるべきと考えるが、町長

の見解を伺います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 令和5年7月24日の臨時議会における議案については、庁舎大規模改修工事を行うことに対する議案ではありません。契約締結をするための議案でございます。

なお、庁舎大規模改修工事の費用につきましては、令和2年度、3年度、4年度の補正予算において、公共公益施設維持整備基金への積立てを承認されており、庁舎大規模改修工事の予算は、令和5年3月の議会定例会において、令和5年度当初予算の継続費として可決されております。

今回の庁舎大規模改修工事について、役場庁舎が当町のサービス提供の拠点であるとともに、災害発生時には災害対策本部としての機能が求められ、ほかの施設では代替ができない施設であることから、長寿命化に向けて実施するものでございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。私もすみません、まだこちらに関わっていませんで、過去のその辺は詳しく分かっていなかったものですが、ただ、決まったからどうこうとかではなくて、何でこれを言っているかといいますと、改修工事をやらないでくれではないのですね。やらなくてはいけないところはやらなくてははいけませんし、やはり町民、あるいはこちらでお仕事をされている行政の皆さんに支障が出てはしようがないです。けがをしたりだとか、あるいは雨漏りがしてしまったとか、そういうのがあってはやはりはいけませんし、そこはやるべきだと思います。

ただ、金額が金額なので、みんなびっくりしてしまっているのですね。先日も各議員の皆さんからあったように、とんでもないお金だね、金額だね、税金を投入してしまうのだねというのがありまして、日々皆さん、収入は減る、物価は上がる、本当皆さん、分かると思うのですが、ガソリンは上がる、食料費は上がる、様々な生活していく上での、今、圧迫が来ているわけです。各事業を営んでいる方、農家も含みで、いろいろなものが上がってきますと、それを価格に転換できない場合もあるのですね。ですから、本当にこの金額が金額なのでびっくりしてしまっているということです。ですから、情報公開、いわゆる、もっともっと皆さんにオープンにしていくという意味で、やはりきちんと周知をしていただきながら了解をもらうべきではないかなということ。すみません。

今回、決まっておりますが、これ一つの事例なのですから、これ写っていますかね。こんな感じです。これは私の友人、それから、これはNHKで番組でやったのですけれども。すみません、友人がNHKではありません。まず、NHKのほうの番組でやった内容です。

建物が、議長は一級建築士なので御存じと思うのですが、一級建築士の方はマンションとか設計もできます。これ、マンションの事例なのですが、改修工事と、いわゆる

修復の工事，それから大規模修復，失礼しました，修繕ですね，修繕，あと大規模改修。これをやる場合に，修繕の場合はマンション住民の過半数，例えば100世帯のマンションだったら51軒の人が，50軒，51軒の人がオーケーが出ればやるんですというのが決まっていますと。それから，大規模の工事，これは4分の3です。4分の3ですから，4分の3の方がやればというような，そういうオーケーが出ればやりますよということです。

あと，友人に聞いたところ，マンションの管理規程，管理組合，これがあるので，そういったところでいろいろ決まっていて，やはり積立てをしておいて，定期的に修繕工事をやるというようなふうになっておるそうです。やはりある程度の年数で傷みが出ますので，そういうこともございます。

ですから，これが町の，あるいは行政の決まり事と一致しているとはもちろん言いませんが，何を言いたいというと，多額な金額なのでまずびっくりしてしまったということと，あと町民が，こんなに私たち苦しんでいるのに，何で自分たちの働いているところばかりそういうふうにしてしまうのというふうにおっしゃっている方も実際いらっしゃるのので，そこをちょっと酌んでいただきたいということで今回質問にしました。

その辺，コメント，あるいは御意見，よろしくお願いします。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それでは，本谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

急に8億何千万円という金額で大規模改修が始まるということで，町民の皆様がびっくりされているという御質問だと思うのですが，町長，何回も答弁の中で説明されていると思うのですが，令和2年度から公共公益施設維持整備基金へ積立てを行ってございます。その積立ての際に，議会のほうでも，庁舎の修繕のために毎年，令和2年度は2億円ですか。その当時，6億円ぐらいで全て改修ができるのではないかと見積りのほうでは言われていましたので，それを6億円を目指して毎年積立てを行っていくということで議会の承認は得ております。

それで，マンションとはちょっと，個人の住宅とは考え方は違うと思うのですが，当町のサービス提供の拠点であるということと，災害発生時，まさに今の台風13号が上陸するというお話もございますが，災害対策本部としての機能も求められておりますので，埼玉県庁舎では改修が行っていないということで，庁舎も使えない，空調も使えないと。うちのほうでも，議会棟のほうで何年か前にやはり空調が壊れまして，ストーブ等を利用して事務を行って，お客様にも迷惑をかけたという事例もございます。

町長は議会でも言っているのですが，三十何年間，庁舎，建築してからたっぴまして，定期的に改修が必要なところは改修しておればこのようなことにはならなかったのですが，ほとんど修繕とかしていなかったものですから，三十何年間のツケではないのですが，今，一気に回ってきているということでございまして，御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 時間が迫ってきているので、時間内に終われる範囲で、すみません、質問等をします。意見も含みまして終わりますので。

実際、役場庁舎は木造のときから見ている。昭和、平成、令和と見てきていて、やはりかなり立派な庁舎で、こちらは6万人都市、7万人都市を想定して造った庁舎だということで、いろいろな方から伺っています。実際、伺っております。それで、それだけ立派な庁舎なので、そういう工事をしましたら、やはり町民にもっと開放できるような、例えば、あるいは来庁された方以外でも、これから利根町に移住してみようかなと検討されている方に、オープンスペースというか、そういったものもきちんとつくって、こういうすばらしいところなんだなというのを見てもらえるような、そういうところをぜひこの工事の中で、あるいは役場の広いゆったりしたスペースでございますので、そこは工夫していただけないかなというふうに思いました。意見でございます。ありがとうございます。ぜひ、検討をよろしくお願いします。

5番目、小学校統合問題について。6月の定例会の回答では回答になっていないと指摘が多く、多くの町民から寄せられましたので、再度質問いたします。

少子化であるからこそ子育て支援を充実させ、他の自治体との差別化を図り、子育て層の移住を促進させることも必要であると考えます。そのためには、小学校は複数残すことが、UターンやIターンを含めた子育て層の移住先として利根町を再生できる可能性を残し、保護者や子供たちの選択肢を確保しつつ、子育て施策を充実させることこそが重要であったと多くの町民が指摘しています。

約3年間のコロナ禍において、十分な説明が保護者や地域住民にできていたとは言えない中で、なぜ統合を急いだのか伺います。最後の2行のところでございます。そこだけお答えください。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 本町における小学校の統合につきましては、議員の皆様御承知のとおり、これまで議会でも数多く取り上げていただき、その都度、お答えをしてきたところでございます。本谷議員御指摘の、急いで統合してきたという認識はございません。

平成30年に小中学校の適正規模、適正配置について検討を開始してから、令和5年4月の利根小学校開校に至るまで、民主主義の原則に従い、5年間、町民の皆様との合意形成を図りながら、階段を一段一段上るように丁寧に進めてまいりました。

令和3年の第1回議会定例会において、利根町立小学校設置条例の一部を改正する条例が議員皆様の賛成多数により可決されたということで、今年4月に利根町立利根小学校として開校することができました。

前回、15年前、学校統合は僅か2年で、利根中学校、新館中学校、さらに翌年、東文間



小学校，文間小学校，布川小学校，太子堂小学校，僅か2年で学校の統合が進められました。今回，コロナ禍において，感染症対策を施した会議の開催，書面による会議の開催，オンラインでの協議，調整等，関係各位の御努力，御協力を賜りながら準備，検討を進め，具体的な課題を統合準備委員会において，令和2年10月の第1回から，約2年16回の会議を経て開催をしてまいりました。

一方，一部の住民の方で統合することに反対をされている方もおりましたが，その都度，教育委員会，第一に町の子供のためを考え，また行政の役割として，学校教育の目的を法令に基づいて適切に遂行するためには小学校を統合することが望ましいという点について御理解をいただくため，これまで丁寧な説明をしてまいりました。

1 小学校当たりの児童数が多い学校と少ない学校を比較して，どちらがよいか，子供や保護者の皆様にとって魅力ある学校であるかは，その子供や保護者の皆様によって様々な思いやお考えがあろうかと存じます。利根町におきましては，統合した利根小学校が子供たちにとって安心して通える学校となるよう，保護者の皆様，地域の皆様のお力をお借りしながら学校運営を進めてまいりますので，御理解と御協力をお願いしたいと思います。

今年7月には，全議員での学校訪問をいただきました。いかがだったでしょうか。子供の学習の様子，教育環境，スクールバスの運行を確認をしていただきました。開校以来約半年，統合小学校の，なぜ急いで統合したのかという御指摘は，教育委員会には上がってきておりません。

なお，夏休み前，子供たちの生活のアンケートで，学校は楽しいですかという問いがございました。その結果では，95%が楽しい，あるいは大体楽しいと肯定的な数字を挙げてきておりました。私の経験上，非常に高い数字であると思っております。これは，保護者の皆様，そして利根小学校の教職員の頑張りが，あるいは御理解が，子供たちの心に反映されているものと承知しています。

以上です。

○議長（大越勇一君） 傍聴席に申し上げます。静粛をお願いいたします。

本谷議員に申し上げます。6月の一般質問の際，質問事項及び質問要旨は，その内容を精査，整理するとともに，時間配分についても十分考慮していただきたいと申し上げた。今回，本谷議員の質問通告内容について，事務局及び議会運営委員長からも，特に時間配分の確認があったと思います。また，8月下旬には，正副議長及び議運委員長出席の下，新人議員を対象とした研修会，その中の一つに，一般質問についての研修も行いました。

にもかかわらず，前回と変わらない。大変残念です。多くのことについて質問したい気持ちは分かります。議員であれば，みんなそうです。おのおの考え方の違いはありますが，質問事項を絞り，熟議したほうが実のあるものになると考えます。

再度，申し上げます。通告書提出に当たっては，よく考え提出するようお願いするとともに，今後，このようなことがないように注意いただきたい。

以上、本谷 孝議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時20分とします。

午前11時06分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

大越農業政策課長から、先ほどの本谷議員の質問の答弁について発言を求められておりますので、これを許します。

大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 先ほどの本谷議員の一般質問の中で、伐採後に報告書の提出があったのかということですが、伐採後の報告につきましては、造林をしたときは報告書の提出が求められるということでありまして、今回、造林を行わないということですので、報告の必要はありません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 一般質問を行います。

10番通告，6番新井邦弘議員。

〔6番新井邦弘君登壇〕

○6番（新井邦弘君） 10番通告，6番新井です。皆さんの一般質問をずっと聞いて、今回、最後なのですけれども、12年前に初めて議員になったときに、議員必携は皆さん多分持っていると思うのですけれども、そこに、議員の役目としては、議員というのは、奮起、やる気と勇気だというような言葉が書いてありました。自分が思うには、私たち議員は、行政のほうの見張り役もありますし、それとまた両輪という言葉もあります。ですから、我々議員はただあらを探して質問するのではなく、行政と一緒に、この施策が利根町、町民にとっていいのかというようなことをふと、さっき思っていました。なので、提言をする一般質問を、私は今からでも頑張っていきたいなと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

災害としての熱中症対策について。

昔は夏は暑くて当然ということでしたが、今は都市化が進み、地球温暖化によるものなのか、異常に高温の日が続き、多数の方が亡くなるなど、今や災害と捉えるべきであると言われております。実際、フランスでは2003年、熱波により1万5,000人が熱中症で亡くなったと言われ、2010年、日本国内でも、5万人以上が緊急搬送され、160人以上が亡くなっております。

このような中、冷房装置がありながらスイッチを入れることなく亡くなっている方が見つかったり、扇風機のスイッチさえ入れないまま熱中症で亡くなったりということも報道されております。十分な熱中症に対する啓発といったことも必要と思いますが、町として

はどのようなことを行っているのか、伺いたいと思います。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質問に対する答弁を求めます。

勝村保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長勝村 健君登壇〕

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、新井議員の御質問にお答えいたします。

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱が籠もるなどして体調に異変が生じることであります。症状は、体温の上昇、目まい、けいれん、頭痛など、様々であります。屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたりする場合がございます。

熱中症を予防するには、一人一人が熱中症についての正しい知識を持ち、行動することで、熱中症による死亡や重症化は防ぐことができますので、普及啓発及び情報提供を実施しているところであります。

保健福祉センターで行っている具体的なものといたしまして、町公式ホームページを活用して、熱中症予防の啓発記事を掲載しております。また、気象庁が発表する気象情報において、最高気温が30度を超えると予想される日には、防災行政無線を活用して注意喚起を行っております。

このほかにも、町内の老人クラブから健康教室の開催依頼があったときには、熱中症をテーマにして、冷房器具の適切な使用及び熱中症を予防するための対策などにつきましてお話をしております。特に、保健福祉センターで開催する事業は御高齢の方が多く利用されておりますので、熱中症予防の啓発物を配置するなどしております。

また、利根町食生活改善推進員協議会への委託事業ではございますが、幼児及びその保護者を対象にした、新しい水分の摂り方の調理実習を含めた、すくすく親子教室を開催したところでございます。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それでは、職員研修の件で総務課より答弁させていただきます。

今年度締結いたしました大塚製薬株式会社との包括連携協定の一環といたしまして、8月2日に、町職員及び学校関係者を対象に、熱中症対策アンバサダー講座を開催いたしました。この講座は、環境省後援の下、実施されている事業で、大塚製薬株式会社様より講師を派遣していただき、熱中症対策の啓発、普及活動に必要な専門的知識を学ぶものでございます。

熱中症対策が必要と思われる各課の事業において、それに携わる職員が正しい知識を身につけることにより、熱中症の発症予防を図り、万が一熱中症になってしまった場合でも、適切な処置、対応を行うことができると見込まれております。

当該講座におきましては、講座受講後、確認テストを行いまして、22名の町職員及び教員が熱中症対策アンバサダーとして認定されております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） それでは、利根町でこの夏の期間内において、熱中症により搬送された方、熱中症が死亡原因と思われる方の人数をお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

この夏、町内において熱中症により搬送された方、熱中症が死亡原因と思われる方の人数でございますが、稲敷消防本部利根消防署に確認したところ、5月より気温が高い日が続いたこともあり、熱中症の件数は5月より記録しているとのことでございます。

利根消防署の管轄における熱中症による搬送件数でございますが、5月1件、こちらは軽症でございます。6月はゼロ件。7月3件ありまして、うち、軽症が2件、中等症が1件。8月5件、うち、軽症4件、中等症が1件でございます。8月31日までに計9件の救急要請があったとのことです。また、熱中症が死亡原因と思われる方はいないとのことでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 東京23区では普通教室の冷房化がほぼ100%になると報道されておりますが、町内の小中学校の冷房化率と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 空調設備の設置状況ですが、利根小学校の普通教室13教室、特別支援学級5教室、利根中学校の普通教室9教室、特別支援学級3教室につきましては、全教室空調設備の設置が完了し、100%となっております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 先ほど勝村所長からも聞いたのですけれども、結局、正しい習慣をすると熱中症にも対策ができるというようなことが言われています。朝御飯を食べない人とか、それから、ふだんからおとなしい人、それから、アルコールを飲み過ぎる人とか、そういった方はなりやすいということになっているのですけれども。そこで今、屋外で働く作業建設現場の人とか、そういう人は、3時のおやつにバナナに塩をかけて食べているそうなんです。塩バナナというんですけれども、これはとても効果があるということで報道されております。

9月26日は利根中の体育祭。30日が利根小学校の体育祭。それにかけて、今日で温度下がったので連続六十何日は終わったのですけれども、その際に、子供たちに、毎日ではないのですけれども、そういった塩バナナを、そんなに高価ではないので、バナナも。そうい

った効果もあるので、そういう対策というのはどうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 熱中症予防には水分、ナトリウム、カリウム、食塩をバランスよく摂取することが重要とされておりますので、塩バナナを食べることは、バナナに含まれているカリウムと塩分を一緒に摂取できるので、理にかなっていると思います。

学校給食では、学校給食法の調理過程において、野菜や果物の使用については、二次感染防止の観点から原則として加熱調理や消毒することになっておりますので、それに沿った調理で給食を提供しているため、もし、デザートで塩バナナを提供する場合は、バナナを塩素を使って消毒してから調理となりますので、提供は無理かと考えております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

女性管理職の登用について。

全国における市町村の課長相当職以上に占める女性の割合は10%弱であり、都道府県に比べると多少比率は高いものの、依然低い数字にとどまっております。内閣府では、あらゆる分野における女性の参画を加速するため、女性の参画加速プログラムを策定して、2030年30%の目標の達成に向けて今後取り組むべき喫緊の課題として一定割合で登用する制度、いわゆるポジティブアクションの推進を掲げ、都道府県、政令指定都市、地方六団体、団体等に要請文を发出しております。全国的なこのような状況を踏まえ、当町の女性の管理職についてお伺いします。

まず、我が当町の課長相当職以上に占める女性の割合をお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 御質問の1点目でございますが、町職員のうち課長相当職で女性の占める割合は、令和5年4月1日現在、県からの派遣職員となる指導課長を除いた18課のうちで1名となりますので、5.6%となります。

2点目の現在の女性管理職の割合をどのように受け止めているかということでございますが、課長補佐級以上の女性職員は、令和5年4月1日現在で、指導課長を除いた36名中5名となり、割合は13.9%となります。

管理職職員に占める女性の割合については、数字上は低くなっておりますが、こちらは職員の年齢別、経験年数別における女性職員数が影響していると思われれます。もちろん、単に年功序列を管理職登用の基準としているわけではございませんが、管理職職員については、課内の総括的な立場となることから、一定の経験と実績が必要となることも事実でございます。

3点目の今後の女性管理職増加のための選考基準等の改定でございますが、こちらは女性職員、男性職員問わず、政策立案力、統率力、調整力、判断力など、管理職として必要

とされる能力を満たしていると総合的に判断される場合には、適宜、管理職として登用してまいりたいと考えております。

ちなみに、男女共同参画推進プランの中で数値あるのですが、町職員の管理職、係長以上に占める女性の割合、令和4年度実績が33.9%、令和6年度目標値が25%、それで33.9。課長職16.7、課長補佐職13.6、係長職50%。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 今、町長おっしゃったように、やはり女性は、男性の目線では見えない細かい政策立案も多分持っていると思います。これは、やはり女性を生かすことによって役場の政策立案なんかも大分変わってくるのかなと、そういうふうには思います。

ですから、普通で言えば、女性もそうなのですけれども、各課においていろいろなプロフェッショナルな職員を育てていくということも多分大事になってくるのかなと思います。ですので、本当にこれからいろいろな時代になってくると思いますけれども、そういったことを考えていただいて、人材登用、いろいろな課に。難しいですね、これ、合うか合わないかという、人材を配置するというのはね。だけど、それを課長たちがそこへ見つけてあげて、やはり頑張ってもらいたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質問が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日9月9日から9月18日までの10日間は、決算審査特別委員会及び議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は、9月19日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時38分散会